

ながふじ学府 磐田市立豊田中学校における洪水時の避難確保計画

作成：令和3年4月1日

1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項の規定に基づくものであり、ながふじ学府 磐田市立豊田中学校の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の適用範囲

この計画は、ながふじ学府 磐田市立豊田中学校に勤務する職員等（以下「施設職員」という。）及び施設の利用者又は出入りするすべての者（以下「利用者等」という。）に適用する。

3. 防災体制

洪水時の体制、活動内容、活動を実施する要員等は、次のとおりとする。

区分	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 台風の接近が予想される場合 ▶ 大雨が予想される場合 ▶ 大雨注意報が発表された場合 ▶ 洪水注意報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気象情報、洪水予報等の情報収集 	情報収集伝達要員 （教務主任）
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 大雨警報が発表された場合 ▶ 洪水警報が発表された場合 ▶ 天竜川（中ノ町地点）の水位が氾濫注意水位に達した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気象情報、洪水予報等の情報収集 	情報収集伝達要員 （教務主任）
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 使用する資器材の準備 	避難誘導要員 （2学年主任→各学年主任 →学級担任・教科担任）
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 【非常体制Ⅰ】 ▶ 避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合 ▶ 天竜川（中ノ町地点）の水位が避難判断水位に達した場合 ▶ 【非常体制Ⅱ】 ▶ 避難勧告又は避難指示（緊急）が発令された場合 ▶ 天竜川（中ノ町地点）の水位が氾濫危険水位に達した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気象情報、洪水予報等の情報収集 ▶ 保護者への連絡※¹ ▶ 入院（所）者家族への連絡※² ▶ 外来診療中止の掲示※³ ▶ 周辺住民への協力依頼 ▶ 必要に応じて関係行政機関等への連絡・通報 	情報収集伝達要員 （教務主任）
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 利用者等の避難誘導 ▶ 未避難者、要救助者の確認 	避難誘導要員 （2学年主任→各学年主任 →学級担任・教科担任）

注1 「体制確立の判断時期」は、各判断基準のいずれかに該当する場合とする。

注2 上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

ア 収集する主な情報及び収集方法は、次のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁等のホームページ）
洪水予報、水位到達情報	インターネット（国土交通省：川の防災情報、静岡県：サイポスレーダー）、いわたホッとライン
避難勧告等の避難情報	防災行政無線、いわたホッとライン、インターネット（磐田市ホームページ）、テレビ、ラジオ、緊急速報メール

イ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

ウ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆がないか等、施設内など安全な場所から確認を行う。

エ がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は、速やかに市役所危機管理課（0538-37-2114）へ通報する。

(2) 情報伝達

ア 収集した気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

イ 生徒を避難させる場合には、保護者に対し、「教室棟3階及び4階へ避難する。生徒の引き渡しは状況を見て安全が確認された時点で校舎内において行う。引き渡しの開始、引き渡し場所については迫って別途連絡する」旨を連絡する。

ウ 避難の完了後、保護者に対し、避難完了後、現状を連絡する。さらに水が引いて引き渡しが可能になった時点で、「これより教室棟3階または4階（または適切な場所）にてにおいて生徒の引き渡しを行う。」旨を連絡する。

5. 避難誘導

(1) 避難場所

洪水時における避難場所は、ながふじ学府 磐田市立豊田中学校とする。

(2) 避難経路

洪水時における避難場所までの避難経路については、別紙「施設周辺の避難経路図」のとおりである。

(3) 避難誘導方法

ア 学校外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について説明する。

イ 避難する際は、徒歩を原則とする。

ウ 避難誘導にあたっては、拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

エ 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また、安全確保のための誘導用

ライフジャケットを着用し、必要に応じて避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。

オ 避難する際は、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

カ 浸水のおそれのある階又は学校からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

6. 避難の確保を図るための施設の整備

- (1) 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

表 6-1 避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（利用者、施設職員等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット 学校内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

- (2) これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

7. 防災教育及び訓練の実施

- (1) 防災教育

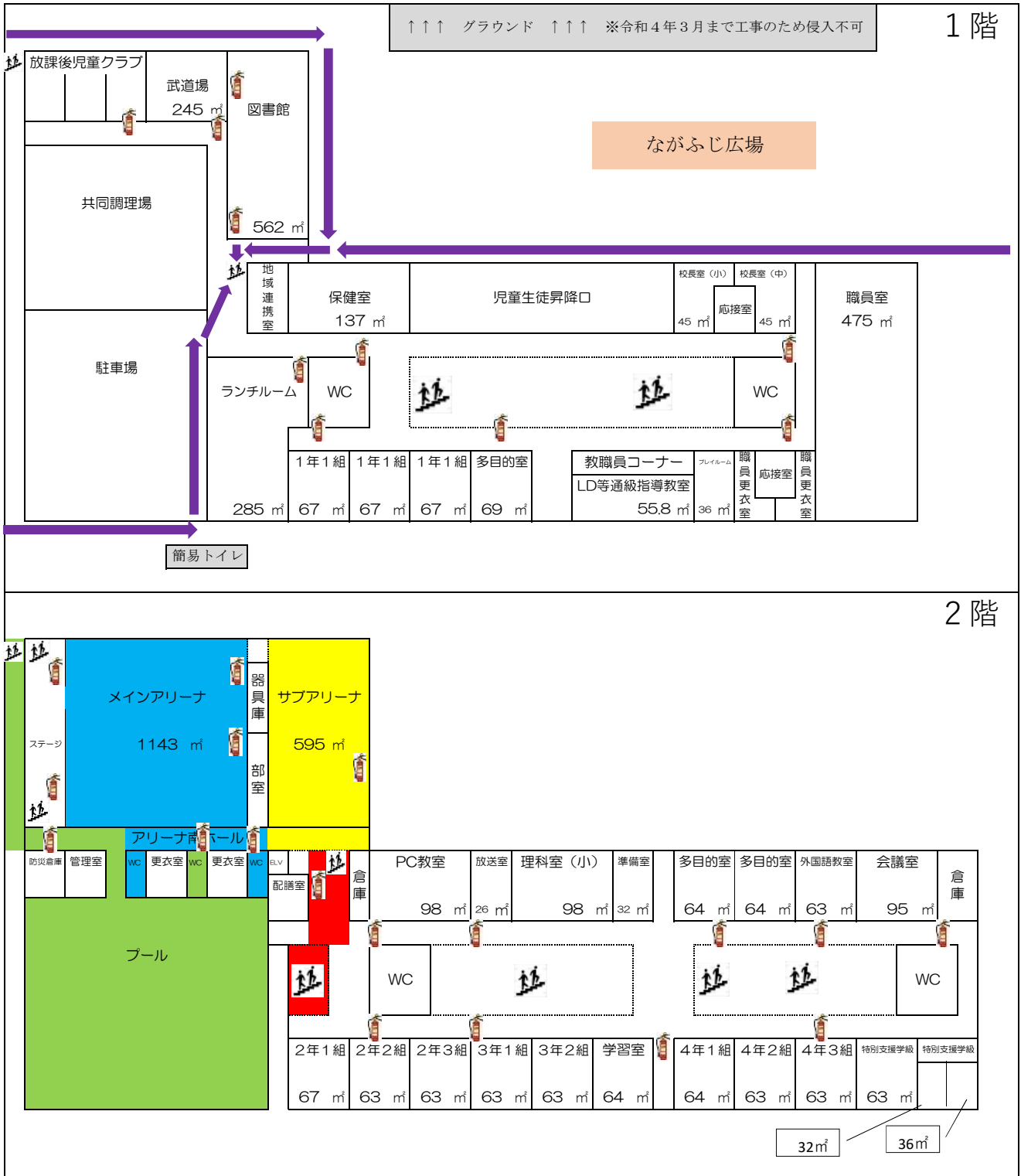
毎年4月に職員を対象とした研修を実施する。

- (2) 訓練

毎年5月に職員による情報収集・伝達訓練及び生徒対象の避難誘導訓練を実施する。

《洪水等、水害発生時の開放エリア》

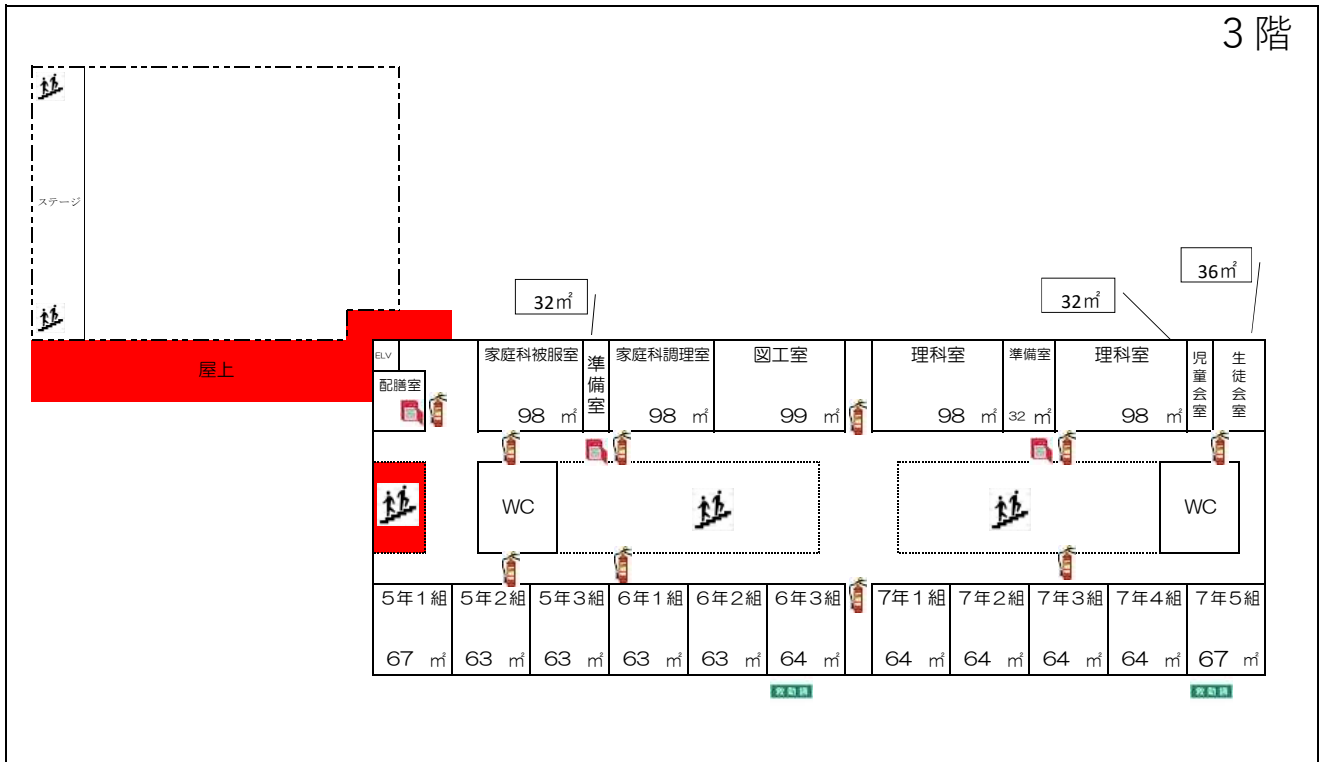
- ・ 第1次 : アリーナ、アリーナ南ホール → ※開放時はアリーナ南ホールにあるトイレを利用する。
 - ・ 第2次 : アリーナ、アリーナ南ホール、サブアリーナ →
 - ・ 第3次 : アリーナ、サブアリーナ、アリーナ南ホール、屋上 →
- ・ 感染症対応 : プール → ※プール側から入ることのできるトイレを利用する。出入りは体育館西側の非常階段を利用する。
 - ・ 地域の方々の校舎への侵入経路 → で示したとおり



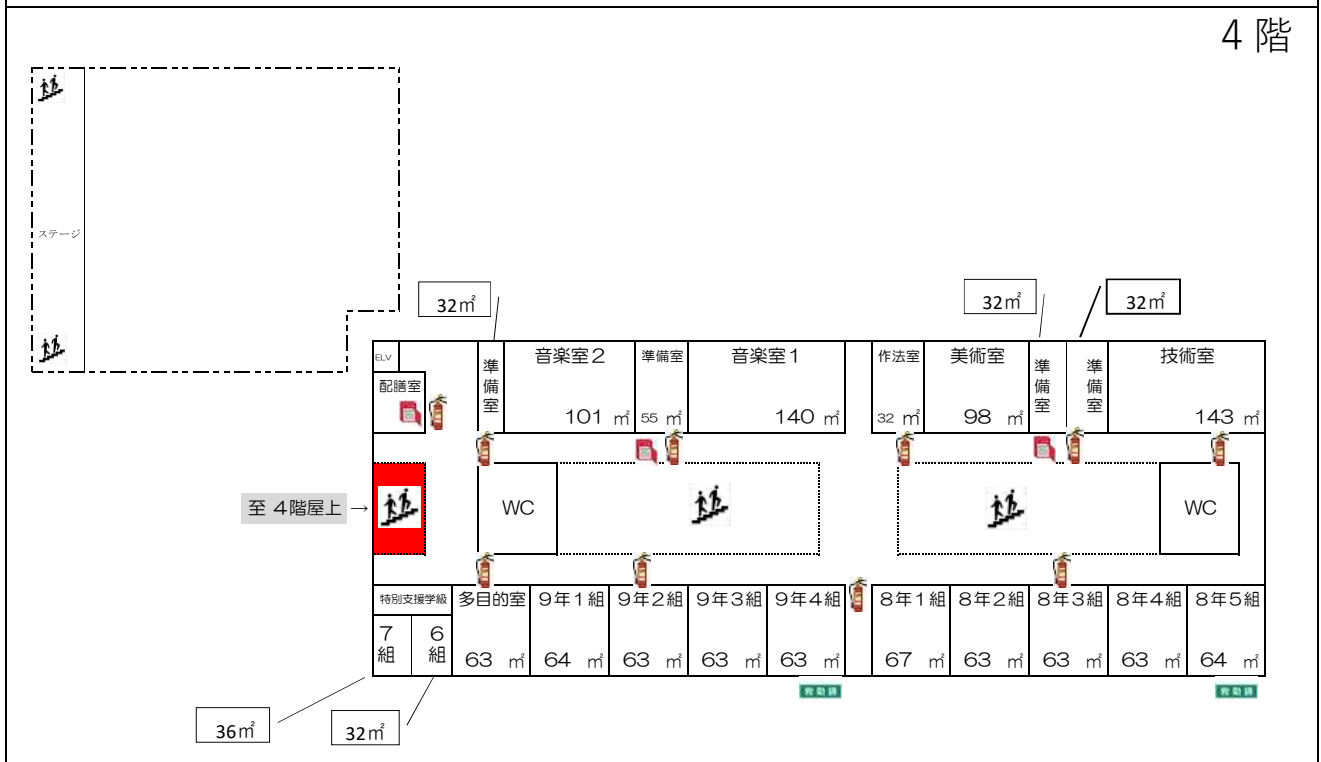
- 消火器

- 階段

3階

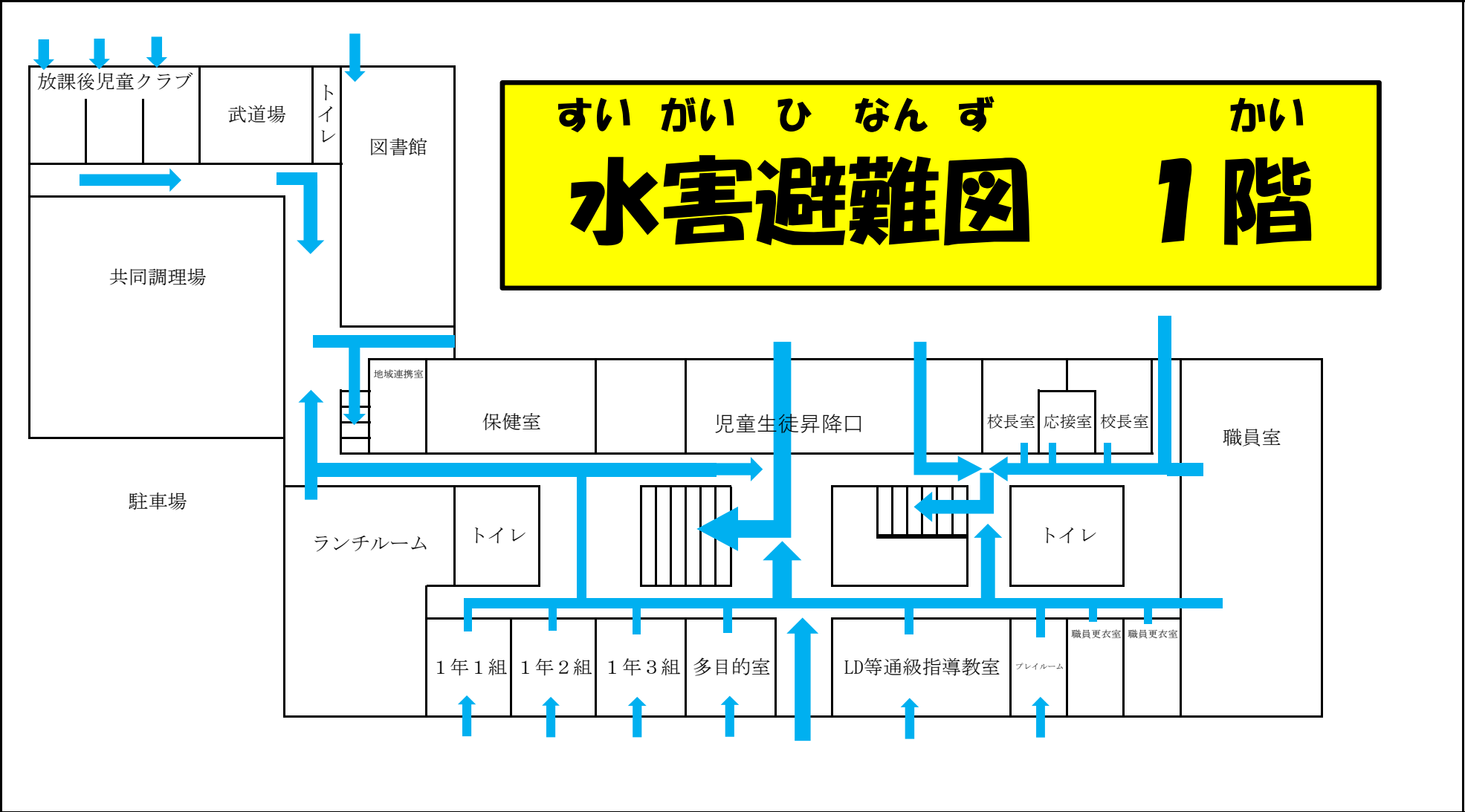


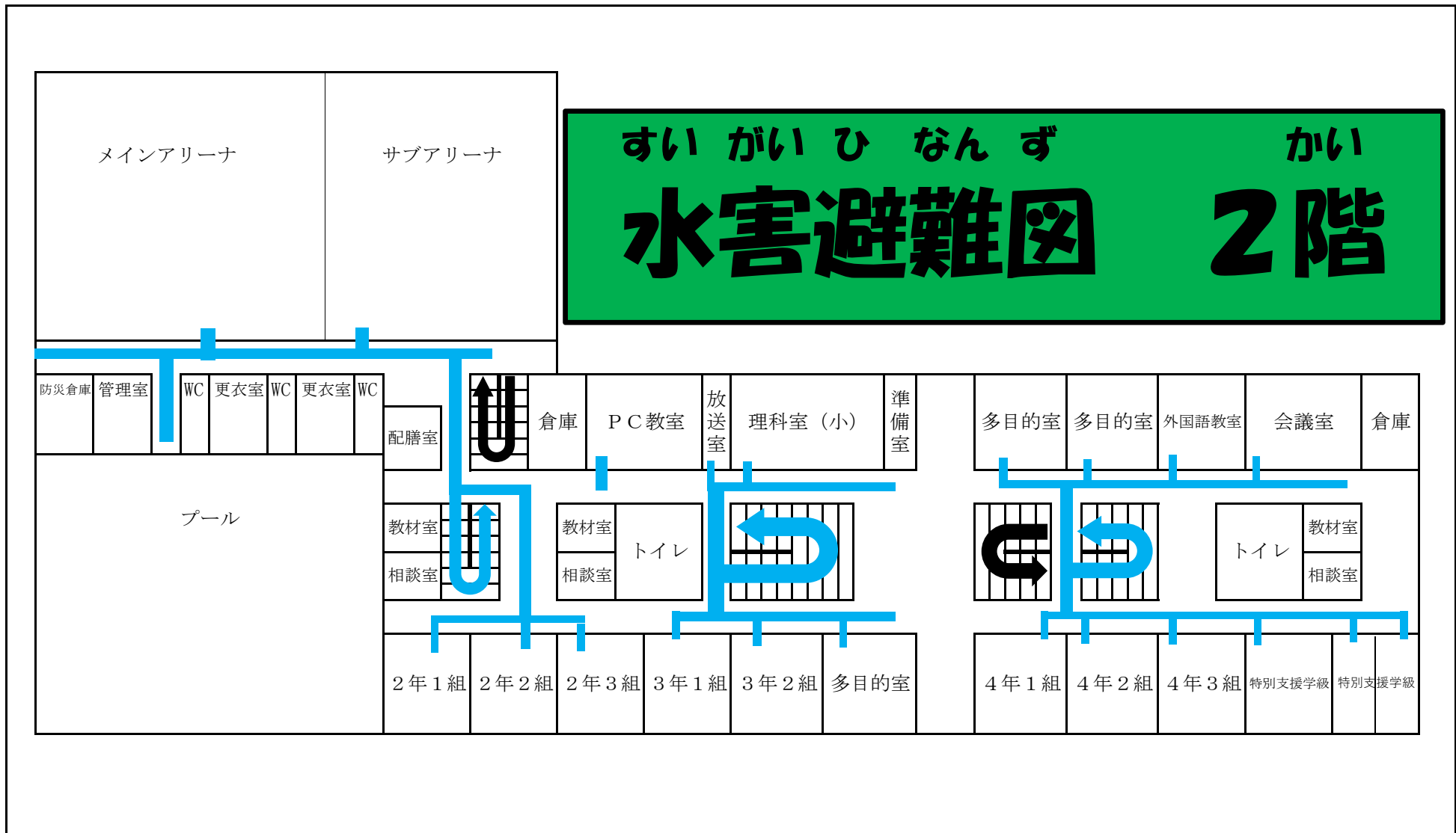
4階



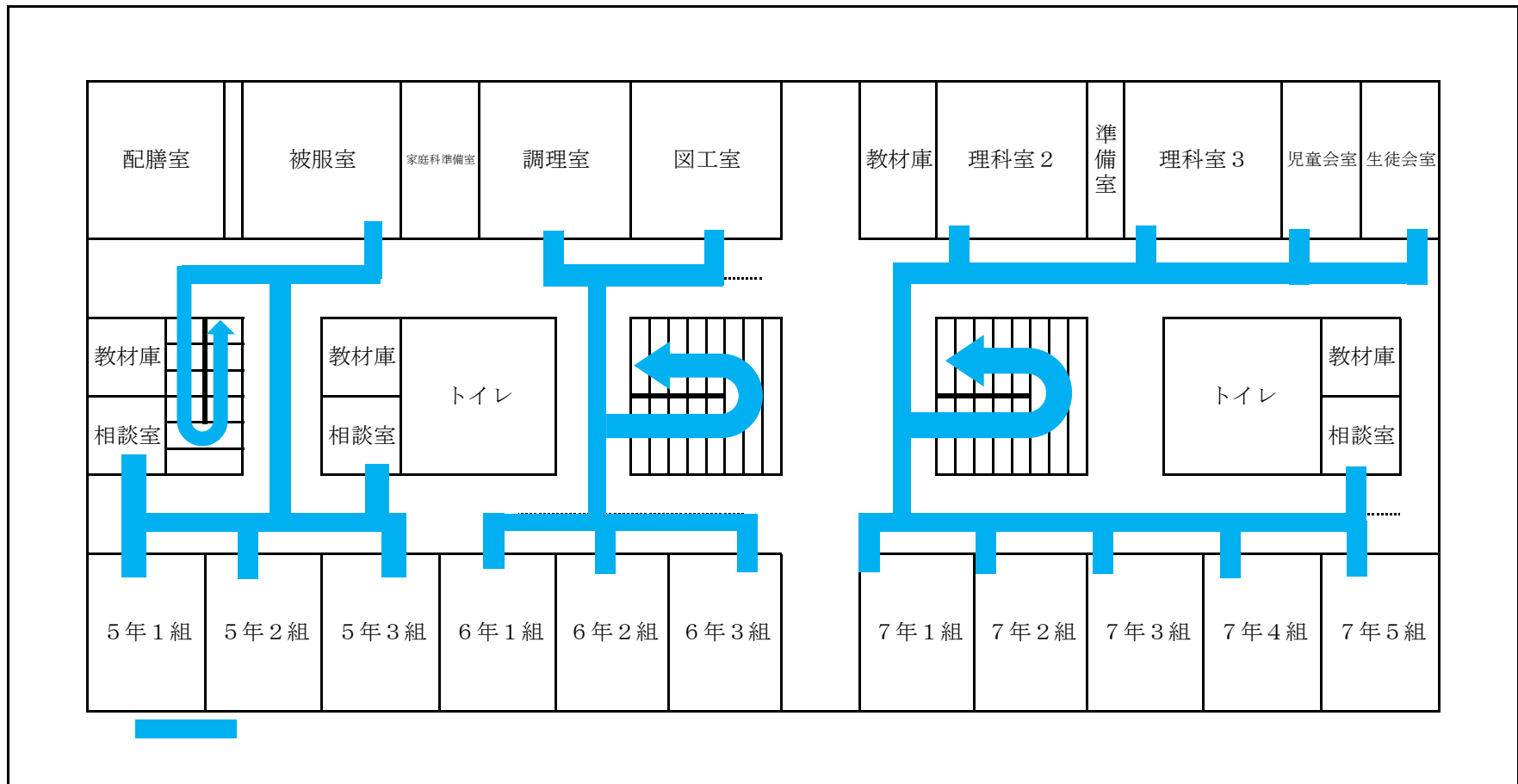
-  消火器
-  屋内消火栓
-  階段
-  救助袋

すい がい ひ なん ず
水害避難図 かい
1階

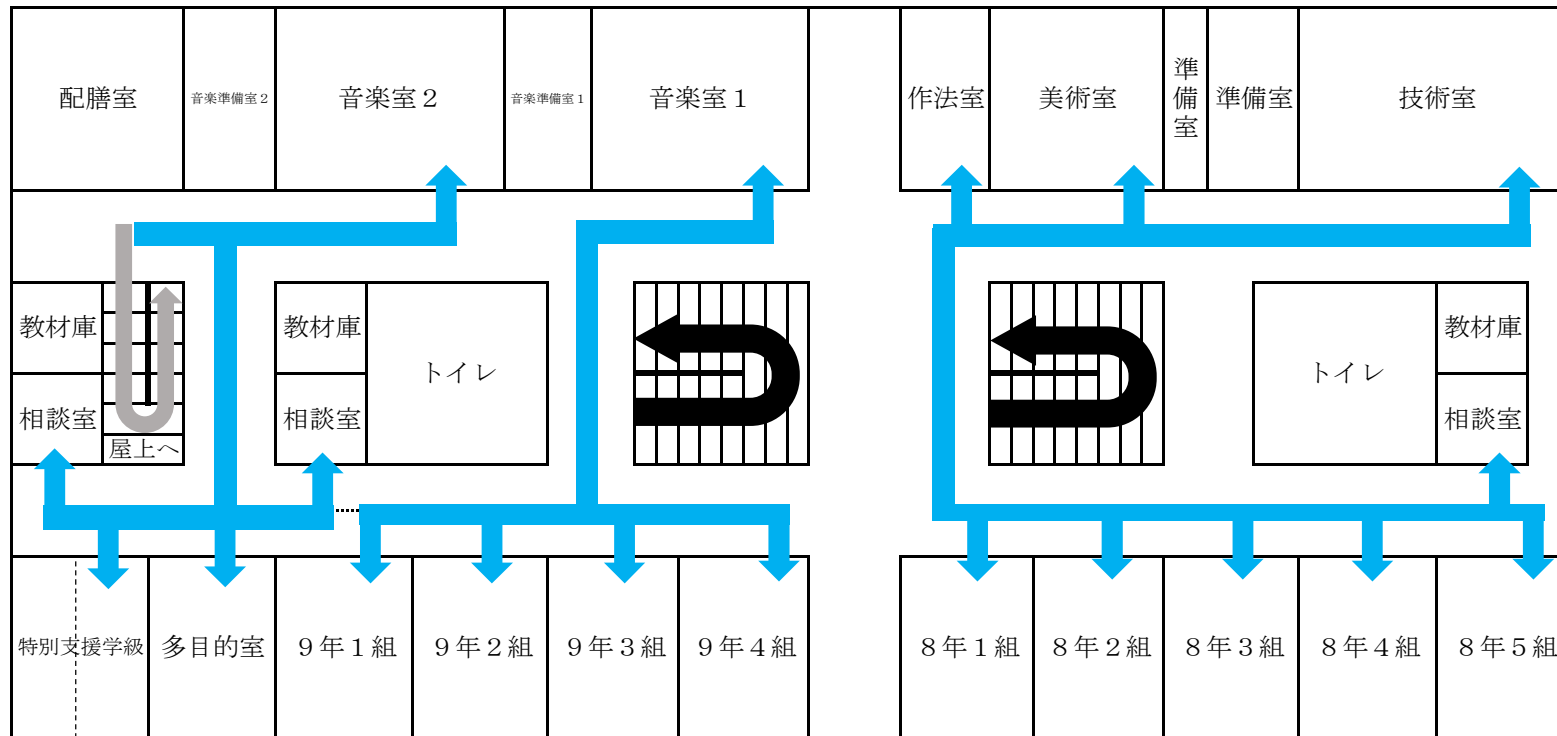




水害避難図 3階



水害避難図 4階



避難確保計画チェックリスト（洪水編）

施設名	ながふじ学府 磐田市立豊田中学校	チェック担当者名	森下 昌司
-----	------------------	----------	-------

計画の項目	チェック項目	チェック欄
防災体制 情報収集及び伝達	施設が所在する地域における河川の情報や避難勧告等の避難情報を収集・伝達する体制が定められているか	
	避難準備・高齢者等避難開始の発令段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか	
	避難行動の開始に遅れが生じないように、複数の判断材料が設定されているか	
	施設職員の役割を明確にし、「防災体制（対応要員）一覧表」を参考にしてまとめられているか (一覧表は、市に提出する必要はありません)	
	緊急時における連絡体制として、施設職員の緊急連絡網が定められているか (緊急連絡網は、市に提出する必要はありません)	
避難誘導	避難先は浸水が想定されない場所（建物）に設定されているか	
	避難場所及び避難経路は避難経路図に具体的に定められているか	
	避難に車両を使用する場合、安全な避難経路の選定、必要な車両の確保等がされているか	
施設の整備	情報収集・伝達、避難誘導に必要な資器材等が記載されているか	
	夜間において避難が想定される場合、そのための必要な資器材等が記載されているか	
	屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか	
防災教育及び訓練	適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか	
自衛水防組織	【自衛水防組織を設置した場合に限る】 自衛水防組織活動要領を作成し、統括管理者及びその代行者、各班の任務及び所属班員名が定められているか	

※ 避難確保計画を作成する際にチェック項目を確認し、同計画に添付して報告してください。